

くらふる事業助成制度 Q & A (R7年度版)

(このQ&Aについては予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください)

①マイホーム（戸建て住宅取得奨励金事業）

助成対象となる住宅について

Q1 令和5年1月1日に住宅を新築（中古住宅を購入）しましたが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に売買契約したものが対象です。

Q2 現在、新築を建設中ですが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に契約したものが対象です。契約締結前に交付申請書を提出する必要があります。

Q3 申請前に契約締結した場合、対象になりますか？

→対象になりません。契約締結前に申請書類を提出したものののみ対象になります。

Q4 （別記様式第1号の3）事業完了後申請の場合とは、どのような条件が対象ですか？

→令和6年度中に契約し着工したもので、年度内（令和6年度中）に完成が見込まれない場合は、むかわ町に**事前協議**を行い、承認を得たものに対して、所有権保存登記完了日の2月以内に申請を提出したものが対象です。

事前協議がされていないものは対象になりません。（令和7年度終了事業のため、今年度の事前協議はできません（令和8年度にまたぐ事前協議）

令和6年度の前協議対象者のみが事後完了の対象になります。

Q5 店舗併用住宅で住居部分の面積が全体の4割の場合、対象になりますか？

→対象になりません。

店舗等の併用部分が全体の床面積の2分の1未満であれば対象となります。

要件を満たした場合、居住部分の面積で按分した額で補助金の算定を行います。

Q6 床面積の制限はありますか？

→家屋の床面積50㎡以上が対象になります。

Q7 新築建築工事費（中古住宅購入価格）の制限はありますか？

→新築工事は、1,500万円（税抜）以上、中古住宅購入価格200万円以上（税抜）が対象になります

Q8 法人名義で住宅を建築する場合、助成対象になりますか？

→住宅を建築した方が自ら居住する住宅に対する助成なので、対象になりません。

Q9 2世帯住宅の場合でも、助成対象になりますか？

→住宅の所有者が対象要件を満たしていれば助成対象となります。

2つの世帯のうち、どちらか一方の世帯のみの申請となります。なお、契約書における契約者が申請者と同一であるものとする（連署契約可）また、実績報告時に提出を義務づけている登記簿に申請者の名義が含まれていることも交付条件とします

Q10 共有名義の住宅の場合でも、助成対象になりますか？

→共有名義の場合は、対象要件を満たす共有名義人の方が申請する場合には助成対象となります。なお、同一住宅で重複して助成を受けることはできません。交付条件はQ8と同様になります。

Q11 相続・贈与を目的とした物件は、助成対象になりますか？

→親族等への相続・贈与による住宅は対象になりません。

Q12 既存の住宅を取り壊し、その敷地に新たに住宅を建築する場合は助成対象になりますか？

→既存の戸建て住宅を解体し、底地に新築する場合については、既存住宅の基礎を含め、すべての構築物を解体撤去したうえでの新築工事の場合は本制度の対象となります。

Q13 脱炭素促進設備設置費は、どのような設備が対象ですか？

→ア 太陽光発電システム イ 定置用リチウムイオン蓄電池システム
ウ V2H充放電設備 エ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
オ 木質系燃料ストーブが対象工事となります。

※各工事の要件（補助の対象になる基準）は要綱をご確認ください。

Q14 建築場所が都市計画区域外で、検査済証がない場合対象になりますか？

→対象になります。

穂別地区や一部鷗川地区の都市計画区域外は検査済証がない場合があるため提出の必要はありません。

なお、建築確認が必要な都市計画区域内は新築工事による住宅取得の場合、検査済証の提出が必要になります。

Q15 土地100万円＋中古住宅100万円、合わせて200万円で購入した場合対象になりますか？

→対象になりません。

中古住宅購入価格200万円以上（税抜）が対象になります。この価格は土地を含まない価格になります。

契約が土地代込みの場合は、必ず、建物代金が200万円以上（税抜）のわかる資料を申請書に添付してください。

Q16 令和7年11月着工、完成は令和8年4月頃完成になります。対象になりますか？

→対象になりません。

この事業は令和7年度で終了します。最終手続きの完了実績（添付書類も含む）の提出は遅くても、令和8年3月10日の提出になるようにスケジュールを組んで申請願います。令和7年度（令和8年3月31日）を超えると助成できなくなります。明らかに年度をまたぐ、申請は受理できません。

助成対象者について

Q1 助成対象者の年齢制限等がありますか？

→18歳未満の子どもが1人以上同居している世帯または、50歳未満の夫婦世帯が対象となります。

Q2 夫が51歳、妻が49歳の夫婦です。子供はいません。助成対象になりますか？

→対象になりません。50歳未満の夫婦世帯が対象となります。

Q3 助成対象者の50歳未満の夫婦世帯の要件は、いつ時点が基準になりますか？

→助成金の交付申請日が基準となります。

Q4 これから結婚する予定ですが助成対象になりますか？

→交付申請時に婚姻の事実が確認できれば助成対象となります。

Q5 ひとり親でも助成対象になりますか？

→18歳未満の子供が1人以上同居してれば対象となります。

Q6 子育て世帯支援費の18歳以下の要件は、いつ時点が基準になりますか？

→助成金の交付申請日が基準となります。

Q7 「申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していないこと」とは、どの税のことを指しますか？

→町税等とは、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料のことを指します。

Q8 町税等を滞納していた場合どうなりますか？

→対象になりません。

申請受付の時点では、町税等の納入状況は調査前のため把握できません。

滞納があった場合は、申請書の受理はできません。急ぎの場合は納税証明書の写しを提出してください（発行する場合、別途、手数料がかかります）

申請手続きについて

Q1 申請手続きは、郵送で行うことができますか？

→原則、窓口で手続きをお願いします。なお、遠隔地の場合などでどうしても窓口にお越しただけでない場合に限り郵送で受付しますが、送料は申請者の負担となります。

Q2 申請書類を提出後、交付決定通知が下りるまでどれくらいかかりますか？

→受付した書類を審査後に交付決定通知を発行するまで1週間程度かかります。なお、申請書類に不備がある場合再提出した日から1週間程度になります。余裕をもって交付申請してください。

Q3 脱炭素促進設備設置費は各項目につき、10万円加算されるのでしょうか？

→脱炭素促進設備設置費は、5項目の全ての工事を施工したとしても10万円(上限)までしか加算されません。

Q4 申込は先着順ですか？

→交付申請は受付順となります。各年度の事業予算額に達した時点で終了となります。

Q5 追加工事等で工事費が変更になった場合、他に提出する書類はありますか？

→奨励金交付申請書に記載している工事費から変更になった場合、奨励金変更承認申請書(様式第5号)を提出してください。また、実績報告書を提出する際追加工事等を証明できる契約書などが必要になります。

Q6 実績報告の添付書類で領収書の写しとありますが、領収書にかわるものでもよろしいですか？

→よろしいです。

精算書、または振込がわかるものの写しを提出してください。

ただし、住宅の契約書に記載されている金額(変更契約書も含む)と領収書にかわるものが、きちんと整合性がとれている形を確認した上で提出願います。